

I 主を信じる私たちが、偉大で愛に満ちた神ご自身の子どもとされる特権、大きな恵み

1. 父なる神（私たちの霊的な親。父と母のような温かい愛情をもっておられる）は、きわめて特別な関心を私たちに持っておられます。私たちの幸いと、霊肉の安全と私たちのためになる事をいつも考えておられます。私たちも、神から特別に愛の関心を寄せられている事実を悟れるように祈りましょう。御霊は、その悟り、理解を心に与えて下さる。「雀の一羽でさえ、あなたがたの父の許しなしに地に落ちることはありません（父なる神が、すべてを支配しておられるので、私たちの身に起きる事で、何一つ偶然はなく、神の意味とご計画がある）。あなたがたの髪の毛さえも、すべて数えられています（神は私たちに無関心ではなく、私たちの隅々まで知り、気遣い愛し守られる）」（マタイ10：29, 30）。

2. 父なる神は、私たちのために最善の計画を立てておられる。御父は、神の子どもとされた私たちの益になることと将来を念頭に置いて計画を立てておられる。「わたし自身、あなたがたのために立てている計画をよく知っている。…それはわざわざではなく平安を与える計画であり、あなたがたに将来と希望を与えるためのものだ」（エレミヤ29：11）。

II 「あなたがたは、人を再び恐怖に陥れる、奴隷の霊を受けたのではなく、子とする御霊を受けたのです。この御霊によって、私たちは『アバ、父』と叫びます」：15。

1. 私たちの霊は、主を信じ、御聖霊が心に住んで下さるまでは、律法と罪と死と悪魔の奴隷であり、完全な罪の赦しと永遠のいのちを持たず、滅びの恐怖に支配されていました。「子たち（私たち）がみな血と肉を持っているので、イエスもまた同じように、それらをお持ちになりました。それは、死の力を持つ者、すなわち、悪魔をご自分の死（全人類の罪のための身代わりの十字架の死）によって滅ぼし、死（滅び）の恐怖によって一生涯奴隷としてつながれていた人々を解放するためでした」（ヘブル2：14, 15）。私たちの心をいのちの御霊がご支配される恵みにより、罪と悪魔と死の支配から解放された驚く恵みを感謝しましょう。

2. 私たちは、主を信じ、神の子どもとされる特権をいただきます。そして神との交わりが始まるのですが、何と天と地の造り主なる偉大な神を、内住の御霊によって「アバ、父」と叫び、呼ぶことができます。「アバ」とは、アラム語で「父」のことで、敬意と親しみを込めて「お父さん」とお呼びできます。

15節の「子とする」の原語は、「養子」の意です。イエス・キリストだけが、本来の神の「御子」です。しかし、キリストの救いの恵みのゆえに、私たちも神の子どもにさせていただけるのです。それは、一段劣った子ども（養子）ということではありません。お子さんのいない夫婦が、親がいない子どもさんを養子にするように、神は（御子がおられるにもかかわらず）私たちを愛して恵みの相続を与えようと特別に選んで養子にして下さったのです。愛と祝福を注ぐために。養子に迎えられた子が、最初は、「お父さん」と言えないかもしれない。しかし、迎えてくれた親が、深い愛情を注ぎ続ける中で、心から「お父さん（お母さん）」と呼べるように、私たちも、神への信仰、信頼関係が深まる中で「天のお父様（父性、母性をお持ちの義と愛に満ちた霊的な親）」という呼び方が、ただの習慣ではなく、人格的に深まりますように！

3. 「御霊ご自身が、私たちの霊とともに、私たちが神の子どもであることを証しして下さいます」：16。

御霊ご自身が、私たちの霊、心に働きかけ、「あなたは、神が、大切なひとり子をお与えになったほど、神に愛されている神の大切な子どもですよ」と語りかけ、確信させて下さるのです。

Ⅲ「子どもであるなら、相続人でもあります。私たちはキリストと、栄光をともに受けるために苦難をもともにしているのですから、神の相続人であり、キリストとともに共同相続人なのです」：17。

1. 神の「子どもであるなら、相続人でもあります」。この世でも、正式に親の子どもという証拠、保証（神の子どもである保証は聖霊の内住）、戸籍がなければ、親の財産を相続することはできない。御霊ご自身が、私たちの心に住み、罪を認め、主を信じ「イエスは主（救い主、神、主）です」と告白できることこそ、私たちが救われ、神の子どもとされている保証です。

2. 私たちが、神の子どもとして、神から相続する恵みは何か？

- ①万物を相続する。「神は御子を万物の相続者と定め」ヘブル1：2。私たちも、キリストと霊的に結合している恵みの故にキリストとの共同相続人なので、主の再臨の後、「万物」を相続する。神が、神の子どもとされた私たちに万物を相続させられるとは、神が「すべての祝福」を与えられるということ。
- ②「世界の相続人となるという約束が、アブラハムに、あるいは彼の子孫（キリスト）に与えられたのは、律法によってではなく、信仰による義によってであった」ガラテヤ4：13。神が造られる世界、新天新地を相続させられる。世の終わりの主の再臨の後→「私は、新しい天と地を見た。…勝利を得るもの（主を信じる者）は、これらのものを相続する。わたしは彼の神となり、彼はわたしの子となる」黙示録21：1。
- ③「あなたがたは、主から報いとして御国（新しい天と地。神がともにおられる交わり、永遠の祝福）を受け継ぐ（相続する）」コロサイ3：24。御国を相続するの意 i 御国に入れる。ii 御国の祝福を受ける
- ④主が再臨されるときに、人々が御前に集められ、主を信じている人々に言われる。「わたしの父に祝福された人たち。世界の基が据えられたときから、あなたがたのために備えられていた御国を受け継ぎなさい」マタイ25：34。御国＝罪がなく神の支配が完全になる領域。主の再臨による新創造の新天新地での神がともにおられる永遠の祝福を受ける。神がともにおられる御国に入れる。
- ⑤「永遠のいのちを受け継ぎます（相続します）」マタイ19：29。永遠のいのちは、主を信じた時から私たちの心に始まっており、主の再臨の時に完全に相続する。永遠のいのち＝永遠に神に愛され神を愛し交わる祝福されたいのち。「勝利を得る（主を信じる）者には、わたしはいのちの木から食べることを許す（アダムとエバが神に背いたときに主は言われた。「人が手を伸ばして、いのちの木からも取って食べ、永遠に生きることがないようにしよう」創世記3：22から解放されるみことば）。それは神のパラダイスにある」黙示録2：7。
- ⑥「ノアは…信仰による義を受け継ぐ者となりました」創世記11：7。主を信じる者は、「義＝罪の赦し、神の前に正しいとされる、神との正しい幸いな関係」を相続する。
- ⑦「私たちの国籍は天にあります。そこから主イエス・キリストが救い主として来られるのを、私たちは待ち望んでいます。キリストは、万物をご自分に従わせることさえできる御力によって、私たちの卑しいからだを、ご自分の栄光に輝くからだと同じ姿に変えてくださいます」ペリピ3：21。私たちは、主が再臨されるとき、「主の栄光（神のご性質）に輝くからだと同じ姿」を与えられます。受け継ぎます。

これら①から⑥の聖書が語る相続するもの＝「万物、世界、御国、永遠のいのち（神との永遠の愛の交わり）、義（神との正しい関係）、主の栄光の姿」の相続の共通点は、神が永遠にともにおられる恵み、神との永遠の愛の交わりに入れられる、神の豊かな祝福を受ける。神の子どもとされ「キリストと栄光をともに受けるために苦難をともにしている」私たちに用意されている神の恵みの相続を感謝します！